

第14次労働災害防止推進計画（小田原計画）

～第14次労働災害防止計画（神奈川計画）に基づく小田原労働基準監督署の達成目標等～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度～令和9年度）までの5か年

計画の目標

◎ 死亡災害について、13次防最終年（2022年）の0人を14次防期間中継続する。

2022年 0人



2023年から2027年まで 0人

◎ 休業4日以上之死傷災害について、13次防最終年（2022年）の378人に対し、5%以上減少する。

2022年 378人



2027年 359人以下

単位：人 (注) コロナによる死傷災害は除く	基準	目標	初年	2年目	3年目	4年目	最終年
	2022年		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
死亡災害 (上段は計画値)	0	0	0	0	0	0	0
死傷災害 (上段は計画値)	378	359以下	374	370	366	362	359以下

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

アウトプット指標・アウトカム指標の考え方

「アウトプット指標」…計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項で、神奈川労働局及び神奈川県内各監督署はその達成を目指し、本計画の進捗状況を把握するための指標とするもの。

「アウトカム指標」…事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項で、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標とするもの。

小田原労働基準監督署における各種重点事項に係るアウトプット指標・アウトカム指標

アウトプット指標

アウトカム指標

※コロナによる労働災害は除く

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト面両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。

- ・増加が認められる転倒災害の死傷者数を 2022 年（113 人）と比較して、2027 年までに増加に歯止めをかける。

死傷者数：113 人以下

かつ

災害全体に占める割合：29%以下

- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 35 日以下とする。

- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。
(再掲)
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 13 次防期間中（16 人）と比較して、14 次防期間中に減少させる。

死傷者数：15 人以下

かつ

社福での災害に占める割合：10%以下

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を複数行う事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

- ・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を 2022 年（111 人）と比較して、2027 年までに増加に歯止めをかける。

死傷者数：111 人以下

かつ

災害全体に占める割合：29%以下

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

- ・外国人労働者の死傷者数を 2022 年（12 人）と比較して、2027 年までに増加に歯止めをかける。

死傷者数：12 人以下

かつ

災害全体に占める割合：3%以下

<p>(工) 業種別の労働災害防止対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上貨物運送事業の死傷者数を 2022 年（69 人）と比較して、2027 年までに 5%以上減少させる。 <p style="text-align: center;"><u>死傷者数：65 人以下</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の死亡者数を 2022 年（0 人）以降も 0 人で維持する。 <p style="text-align: center;"><u>死傷者数：0 人</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年（8 人）と比較して、2027 年までに 5%以上減少させる。 <p style="text-align: center;"><u>死傷災害件数：7 人以下</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 林業における死傷者数を 13 次防期間中（32 人）と比較して、14 次防期間中に 15%以上減少させる。 <p style="text-align: center;"><u>死傷者数：27 人以下</u></p>
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を 2027 年までに 80%以上とする 使用する労働者 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の性状に関連の強い死傷者数（有害物等との接触、爆発、火災によるも

<p>割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。</p> <p>・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。</p>	<p>の) を 13 次防期間内 (4 人) と本推進計画期間内を比較して 5%以上減少させる。</p> <p><u>死傷災害件数 : 3 人以下</u></p>
<p>・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を 2022 年と比較して 2027 年までに増加させる。</p>	<p>・熱中症による死傷者数を 13 次防期間内 (17 人) と本推進計画期間内を比較して、減少させる。</p> <p><u>死傷者数 : 16 人以下</u></p>

小田原計画の評価と見直し等

・アウトプット指標の把握について

アウトプット指標については、厚生労働省、神奈川労働局及び小田原監督署において実施する各種アンケート・自主点検結果や事業場個別訪問時に把握した内容を母数として算出します。

・アウトカム指標の把握について

労働災害による被災者数及び発生割合がアウトカム指標であるものについては、小田原監督署で受理した労働者死傷病報告 (様式第 23 号) から把握します。それ以外のアウトカム指標については、アウトプット指標同様に各種アンケート・自主点検結果や事業場訪問時に把握した内容を母数として算出します。

・小田原計画の評価と見直し

小田原計画を推進していく中で、それぞれのアウトプット指標について、第 14 次労働災害防止計画 (神奈川計画) に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標に寄与しているか等の評価を行い、必要に応じ、計画を見直します。

・小田原計画の推進状況等について

当該リーフレット、小田原計画の推進状況 (※) 及び第 14 次労働災害防止計画 (神奈川計画) の詳細については、神奈川労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>) 内の「小田原労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しています。

(※小田原計画の推進状況については、今後順次掲載予定。)